

法第 9 2 条 (建築面積)

屋外階段、吹きさらしの廊下

1. 屋外階段の取扱い

- ① 床面積に算入される部分は、建築面積に算入する。
- ② 床面積に算入される屋外階段であっても、令第 2 3 条第 1 項ただし書の屋外階段となる。
- ③ 建築基準関係規定により耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物で、床面積に算入される屋外階段が法第 2 条第 6 号に規定する延焼のおそれのある部分にある場合は、その部分の外部側に防火戸の設置を要しない。
- ④ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内では、法第 5 4 条第 1 項に規定する「外壁の後退距離」の制限対象とする。

2. 開放廊下の取扱い

- ① 床面積に算入される部分は、建築面積に算入する。
- ② 建築基準関係規定により耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物で、床面積に算入される開放廊下が法第 2 条第 6 号に規定する延焼のおそれのある部分にある場合は、その部分の外部側に防火戸の設置を要しない。
- ③ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内では、法第 5 4 条第 1 項に規定する「外壁の後退距離」の制限対象とする。

(昭和 6 1 年 4 月 3 0 日 住指発第 1 1 5 号)